

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第2条第5号中「及び係」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表環境局環境政策部環境総務課の項中「環境局環境政策部環境総務課」を「環境局地球環境政策部環境総務課」に改め、同表会計室会計課の項中「会計室会計課」を「会計室」に改める。

別記様式中「及び係」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報統計課)